

【表紙】

| | |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年11月8日 |
| 【発行者名】 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 出川 昌人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 加藤 淳一郎 |
| 【電話番号】 | 03-6703-4935 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | iシェアーズ日経225 (平成25年11月9日付で「iシェアーズ 日経225 ETF」に名称変更する予定です。) |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 5兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 名 称 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

iシェアーズ 日経225 ETF（以下「ファンド」といいます。）

*平成25年11月9日付で「iシェアーズ日経225」から名称変更しております。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

なお、取得申込日の午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる指定参加者^{*}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込日の受付分とします。

<基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者^{*}にお問合せいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00） インターネットホームページ： http://www.blackrock.co.jp |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

*「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込みおよび交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

(5)【申込手数料】

指定参加者が独自に定める額とします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

投資家は、申込手数料並びに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を申込みの指定参加者に支払うものとします。

(6)【申込単位】

1 クリエーション・ユニット^{*} 以上 1 クリエーション・ユニット単位

^{*} クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な日経平均株価を構成する株式（以下「iシェアーズ 日経225 ETF構成株式」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

(7)【申込期間】

平成25年11月9日から平成26年11月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「指定参加者」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：<http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかるiシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭^{*}を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

^{*} 受益権の取得申込者が、iシェアーズ 日経225 ETF構成株式に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、iシェアーズ 日経225 ETF構成株式における当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該株式の時価総額の0.2%の額）を当該株式に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

(10)【払込取扱場所】

申込みにかかるiシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭を申込みの指定参加者にお引渡してください。

なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みを行う投資家は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込みを行います。

日本以外の地域における発行

ありません。

申込不可日

委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日
2. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認められたとき
3. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 日経225構成銘柄の変更の実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 日経225構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の日経225への採用日の翌営業日までの間
6. 日経225構成銘柄の売買停止日
7. 上記1.から6.のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認められたとき

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払いもしくは交付が行われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

iシェアーズ 日経225 ETF（以下「ファンド」といいます。）は、主として日経平均株価（以下「日経225」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は5兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して日経225の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a．受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、小口による設定・解約は行えないとしていることからこれに代わる換金手段として、取引所により流通市場を提供するものです。

ファンドの受益権は、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問合わせください。

b．追加設定・交換は一定口数以上の申込みでないとは行うことはできません。

日経225に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を同指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエイション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行われます。

クリエイション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

iシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭の内容は、PCFとして委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

c．追加設定・交換はiシェアーズ 日経225 ETF構成株式により行うことができます。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

(i)追加設定

受益権取得申込者は、P C Fにより定められたiシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭をもって受益権を取得します。なお、かかる金銭は、iシェアーズ 日経225 ETF構成株式の時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合に、その差額として指定参加者に支払われます。

また、受益権取得申込者がiシェアーズ 日経225 ETF構成株式に含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として、iシェアーズ 日経225 ETF構成株式の時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該時価総額の0.2%の額）を当該株式に代えて金銭にて指定参加者に支払うものとします。

(ii)交換

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中のiシェアーズ 日経225 ETF構成株式と交換することができます。

なお、受益者がiシェアーズ 日経225 ETF構成株式の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、iシェアーズ 日経225 ETF構成株式の時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する口数の受益権は交換に必要な口数から控除します。

商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。

なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------------------|------|---------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 | MRF | 特殊型 |
| | 内外 | 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | ETF | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | 日経225 TOPIX その他 |

[商品分類における定義]

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 単体型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

[属性区分における定義]

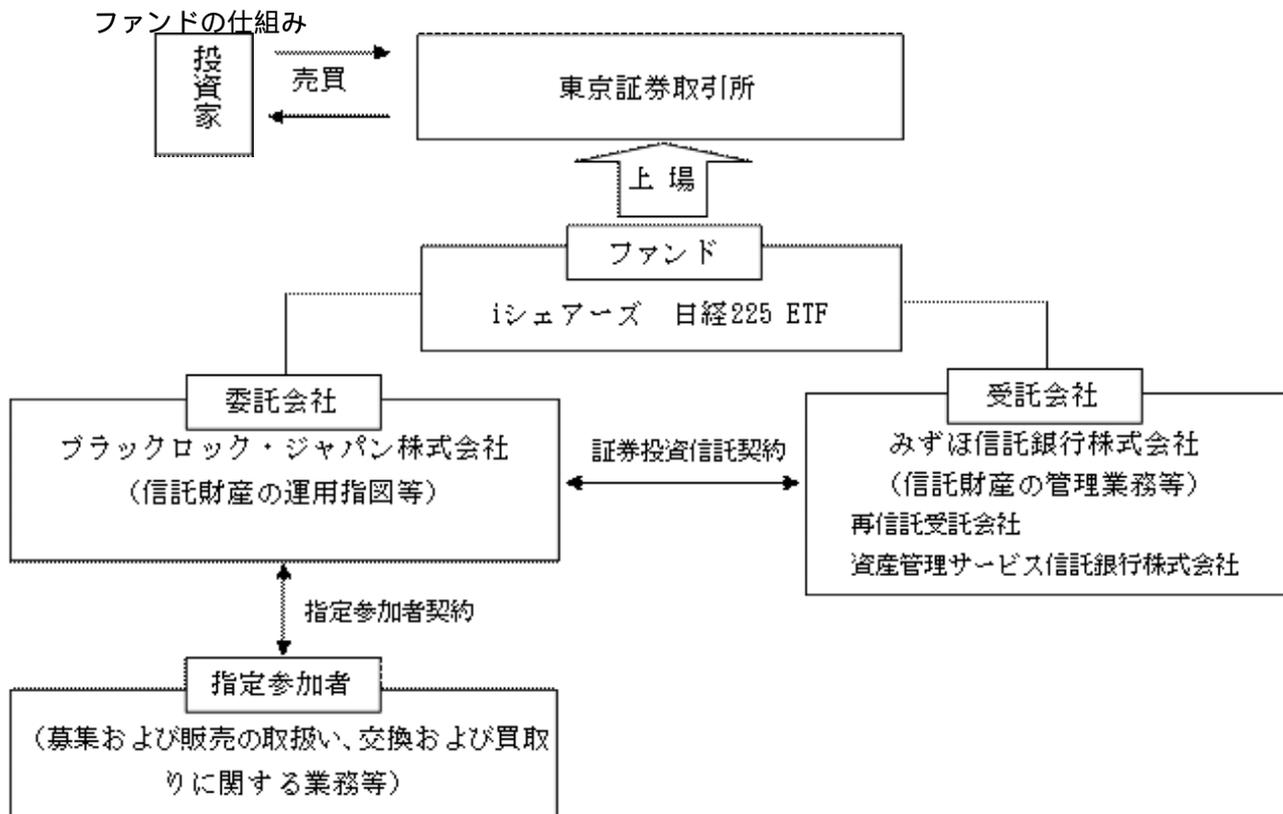
| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|----------|----------|---------------------------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 一般 | 大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 対象インデックスによる属性は、日経225です。 |

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成13年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 平成13年9月5日 東京証券取引所第1部へ上場
- 平成25年11月9日 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更

(3) 【ファンドの仕組み】



a．証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

b．指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

平成25年8月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 2,435百万円

b. 沿革

| | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c. 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 10,158株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、主として日経225に採用されている銘柄の株式に投資することにより、日経225に高位に連動する投資成果を目指します。

日経225における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。

- ・日経225採用銘柄に異動があった場合
- ・日経225の除数の修正が行われた場合
- ・日経225の計算方法が変更された場合
- ・この投資信託における追加設定、交換が行われた場合

なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。

「iシェアーズ 日経225 ETF」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「iシェアーズ 日経225 ETF」の取引に関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

(2)【投資対象】

投資の対象となる資産の種類（約款第25条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条および第30条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権（預金、コール・ローンを含みイ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きません。）
 - ニ．約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲（約款第26条第1項）

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (q) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (r) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (s) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
- (u) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(16)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(16)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第26条第2項）

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

<運用体制>

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（4名程度）が担当いたします。

<意思決定プロセス>

ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、ポートフォリオ・マネジメント会議にて運用基本方針・運用計画を決定します。

運用基本方針・運用計画は、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）に報告されます。

ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。

投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産から生ずる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払い利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行います。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

毎計算期末に信託財産から生じた下記の a . に掲げる利益の合計額より、 b . に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。

- a . 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
- b . 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

(5)【投資制限】

株式への投資割合（約款第27条および運用の基本方針 2 . 運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲（約款第27条の2および運用の基本方針 2 . 運用方法 (3)投資制限）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

株式の貸付の指図および範囲（約款第28条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を b . に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額の50%を越えないこととします。
- c . b . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d . 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

先物取引等の指図（約款第29条）

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図範囲(約款第30条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一の法人の発行する株式(約款第27条および運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき信託財産として有する当該株式の総数が、当該株式の発行済み総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款第27条および運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への信託財産の純資産総額に対する投資割合に制限を設けません。

信用取引の指図範囲(約款第31条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の交換等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 委託会社は、a. の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

投資信託証券への投資割合(約款第26条第3項)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券の引受け

行いません。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条1項8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続をしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．国内株式投資のリスク

当ファンドは日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

連動対象とする指数に関する留意点

a．日経225と基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額が日経225の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

- ・信託財産の構成時および同指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。
- ・ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金や権利処理によって信託財産に現金が発生すること。
- ・先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること。
- ・信託報酬等および信託事務に関する諸費用を負担すること。
- ・株式の貸付により、貸付報酬が得られること。

b．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取

引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク(トラッキング・エラーのリスク)にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

指定参加者は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を受益者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、ファンドの規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1785%^{*1}（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社および受託会社間の配分については、次のとおりとします。

| | 委託会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.09975% ^{*2} (税抜0.095%) | 年0.07875% ^{*3} (税抜0.075%) | 年0.1785% ^{*1} (税抜0.17%) |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

*1 消費税率が8%になった場合は、年0.1836%となります。

*2 消費税率が8%になった場合は、年0.1026%となります。

*3 消費税率が8%になった場合は、年0.081%となります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁されます。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は信託財産中より支弁されます。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、信託報酬支払い時に信託財産中から支弁されます。

指定参加者は個別に定める交換に係る取次ぎ手数料(消費税等相当額を含む。)を徴することができるものとします。詳しくは、「(1) 申込手数料 <照会先>」までお問い合わせください。

交換請求者が委託会社に引渡すべき受益権の一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が交換請求の取次を行った交換請求者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、金銭の信託を設定するための金銭、その他受益権の振替受益権の抹消を行うことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。

指定参加者は、受益権の買取りを行う場合、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

取得申込みの際に、指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式が日経225構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者は、当該株式の時価総額に0.2%を乗じた額を、当該株式を当該指定参加者もしくは取得申込者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が日経225構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合に、指定参加者または交換請求者が受け取る受益権の時価評価額は、当該銘柄の時価から0.2%の率を乗じた額を控除したものとなります。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

a. 受益権の売却時

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

原則として、譲渡益につき10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

[平成26年1月1日以降]

原則として、譲渡益につき20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

b. 収益分配金の受取り時

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

原則として、分配金の受取り時に10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

[平成26年1月1日以降]

原則として、分配金の受取り時に20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

d. 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

売却時および交換時の差損(譲渡損失)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

平成26年1月1日以降、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b. 収益分配金の受取り時

収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。詳細はお申込みの際にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年8月末現在

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 株式 | 37,785,702,750 | 99.49 |
| 内 日本 | 37,785,702,750 | 99.49 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 193,507,175 | 0.51 |
| 純資産総額 | 37,979,209,925 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成25年8月末現在

| | 銘柄 | 国/地域 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 | | 評価額 | 投資比率 (%) |
|----|--------------|------|--------|---------|----------------------------|----------------------------|------|-------------|
| | | | | | 単価(円) 金額(円) | 単価(円) 金額(円) | | |
| 1 | ファーストリテイリング | 日本 | 小売業 | 113,000 | 31,650.00 3,576,450,000 | 31,900.00 3,604,700,000 | 9.49 | |
| 2 | ソフトバンク | 日本 | 情報・通信業 | 339,000 | 6,240.00 2,115,360,000 | 6,190.00 2,098,410,000 | 5.53 | |
| 3 | ファナック | 日本 | 電気機器 | 113,000 | 14,990.00 1,693,870,000 | 15,010.00 1,696,130,000 | 4.47 | |
| 4 | 京セラ | 日本 | 電気機器 | 113,000 | 9,540.00 1,078,020,000 | 10,080.00 1,139,040,000 | 3.00 | |
| 5 | KDDI | 日本 | 情報・通信業 | 226,000 | 5,240.00 1,184,240,000 | 4,695.00 1,061,070,000 | 2.79 | |
| 6 | 本田技研 | 日本 | 輸送用機器 | 226,000 | 3,700.00 836,200,000 | 3,545.00 801,170,000 | 2.11 | |
| 7 | トヨタ自動車 | 日本 | 輸送用機器 | 113,000 | 6,170.00 697,210,000 | 5,940.00 671,220,000 | 1.77 | |
| 8 | 信越化学 | 日本 | 化学 | 113,000 | 6,230.00 703,990,000 | 5,930.00 670,090,000 | 1.76 | |
| 9 | セコム | 日本 | サービス業 | 113,000 | 5,560.00 628,280,000 | 5,630.00 636,190,000 | 1.68 | |
| 10 | アステラス製薬 | 日本 | 医薬品 | 113,000 | 5,160.00 583,080,000 | 5,030.00 568,390,000 | 1.50 | |
| 11 | ダイキン工業 | 日本 | 機械 | 113,000 | 4,580.00 517,540,000 | 4,740.00 535,620,000 | 1.41 | |
| 12 | テルモ | 日本 | 精密機器 | 113,000 | 4,805.00 542,965,000 | 4,720.00 533,360,000 | 1.40 | |
| 13 | デンソー | 日本 | 輸送用機器 | 113,000 | 4,465.00 504,545,000 | 4,500.00 508,500,000 | 1.34 | |
| 14 | 武田薬品 | 日本 | 医薬品 | 113,000 | 4,565.00 515,845,000 | 4,470.00 505,110,000 | 1.33 | |
| 15 | キヤノン | 日本 | 電気機器 | 169,500 | 3,065.00 519,517,500 | 2,948.00 499,686,000 | 1.32 | |
| 16 | 住友不動産 | 日本 | 不動産業 | 113,000 | 4,290.00 484,770,000 | 4,330.00 489,290,000 | 1.29 | |
| 17 | 東京エレクトロン | 日本 | 電気機器 | 113,000 | 4,190.00 473,470,000 | 4,095.00 462,735,000 | 1.22 | |
| 18 | エーザイ | 日本 | 医薬品 | 113,000 | 4,045.00 457,085,000 | 4,005.00 452,565,000 | 1.19 | |
| 19 | TDK | 日本 | 電気機器 | 113,000 | 3,665.00 414,145,000 | 3,560.00 402,280,000 | 1.06 | |
| 20 | NTTデータ | 日本 | 情報・通信業 | 1,130 | 339,000.00 383,070,000 | 352,000.00 397,760,000 | 1.05 | |
| 21 | トレンドマイクロ | 日本 | 情報・通信業 | 113,000 | 3,305.00 373,465,000 | 3,440.00 388,720,000 | 1.02 | |
| 22 | セブン&アイ・HLDGS | 日本 | 小売業 | 113,000 | 3,585.00 405,105,000 | 3,385.00 382,505,000 | 1.01 | |
| 23 | 日揮 | 日本 | 建設業 | 113,000 | 3,435.00 388,155,000 | 3,365.00 380,245,000 | 1.00 | |
| 24 | 日本たばこ産業 | 日本 | 食料品 | 113,000 | 3,365.00 380,245,000 | 3,335.00 376,855,000 | 0.99 | |
| 25 | 電通 | 日本 | サービス業 | 113,000 | 3,335.00 376,855,000 | 3,285.00 371,205,000 | 0.98 | |
| 26 | ブリヂストン | 日本 | ゴム製品 | 113,000 | 3,350.00 378,550,000 | 3,230.00 364,990,000 | 0.96 | |
| 27 | 三井不動産 | 日本 | 不動産業 | 113,000 | 3,090.00 349,170,000 | 3,105.00 350,865,000 | 0.92 | |
| 28 | 花王 | 日本 | 化学 | 113,000 | 3,145.00 355,385,000 | 2,870.00 324,310,000 | 0.85 | |
| 29 | オリンパス | 日本 | 精密機器 | 113,000 | 2,861.00 323,293,000 | 2,838.00 320,694,000 | 0.84 | |
| 30 | 三菱地所 | 日本 | 不動産業 | 113,000 | 2,551.00 288,263,000 | 2,560.00 289,280,000 | 0.76 | |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

b. 種類別および業種別投資比率

平成25年8月末現在

| 種類 | 業種 | 投資比率 (%) |
|-------|------------|----------|
| 株式 | 水産・農林業 | 0.11 |
| | 鉱業 | 0.13 |
| | 建設業 | 3.10 |
| | 食料品 | 4.36 |
| | 繊維製品 | 0.52 |
| | パルプ・紙 | 0.30 |
| | 化学 | 5.86 |
| | 医薬品 | 6.36 |
| | 石油・石炭製品 | 0.45 |
| | ゴム製品 | 1.22 |
| | ガラス・土石製品 | 1.61 |
| | 鉄鋼 | 0.33 |
| | 非鉄金属 | 1.57 |
| | 金属製品 | 0.52 |
| | 機械 | 4.99 |
| | 電気機器 | 16.53 |
| | 輸送用機器 | 7.71 |
| | 精密機器 | 2.93 |
| | その他製品 | 0.87 |
| | 電気・ガス業 | 0.35 |
| | 陸運業 | 2.52 |
| | 海運業 | 0.27 |
| | 空運業 | 0.06 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.38 |
| | 情報・通信業 | 11.36 |
| | 卸売業 | 2.55 |
| | 小売業 | 12.23 |
| | 銀行業 | 1.43 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.69 |
| | 保険業 | 1.06 |
| | その他金融業 | 0.67 |
| 不動産業 | 3.59 | |
| サービス業 | 2.85 | |
| 合計 | | 99.49 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成25年8月末現在

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 (枚) | 帳簿価額 (円) | 時価評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 日本 | 大阪証券 取引所 | 日経225先物取引 | 買建 | 11 | 150,370,000 | 146,850,000 | 0.39 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年8月末現在、同日前1年以内における各月末および下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間末 または各月末 | 純資産総額(円) | 基準価額 | | 市場価額(円) |
|------------------------|----------------|--------|--------|---------|
| | | 分配落(円) | 分配付(円) | |
| 第3計算期間 (平成16年8月9日) | 4,572,728,072 | 10,866 | 10,980 | 10,780 |
| 第4計算期間 (平成17年8月9日) | 2,254,071,059 | 11,871 | 11,928 | 11,940 |
| 第5計算期間 (平成18年8月9日) | 4,867,639,841 | 15,643 | 15,721 | 15,680 |
| 第6計算期間 (平成19年8月9日) | 6,175,995,872 | 17,169 | 17,288 | 17,310 |
| 第7計算期間 (平成20年8月9日) | 4,733,764,811 | 13,160 | 13,322 | 13,150 |
| 第8計算期間 (平成21年8月9日) | 4,779,034,414 | 10,436 | 10,571 | 10,460 |
| 第9計算期間 (平成22年8月9日) | 3,209,511,689 | 9,547 | 9,711 | 9,510 |
| 第10計算期間 (平成23年8月9日) | 4,773,160,012 | 8,934 | 9,069 | 9,030 |
| 第11計算期間 (平成24年8月9日) | 7,711,355,433 | 9,000 | 9,138 | 8,990 |
| 第12計算期間 (平成25年8月9日) | 38,601,379,109 | 13,814 | 13,874 | 13,840 |
| 平成24年8月末現在 | 7,377,500,648 | 8,868 | - | 8,880 |
| 平成24年9月末現在 | 7,462,684,421 | 8,970 | - | 8,960 |
| 平成24年10月末現在 | 7,509,660,002 | 9,027 | - | 9,030 |
| 平成24年11月末現在 | 7,942,424,379 | 9,547 | - | 9,520 |
| 平成24年12月末現在 | 8,748,548,478 | 10,516 | - | 10,540 |
| 平成25年1月末現在 | 9,371,415,102 | 11,264 | - | 11,260 |
| 平成25年2月末現在 | 10,885,121,843 | 11,695 | - | 11,660 |
| 平成25年3月末現在 | 11,756,136,258 | 12,631 | - | 12,610 |
| 平成25年4月末現在 | 18,676,617,425 | 14,116 | - | 14,110 |
| 平成25年5月末現在 | 24,401,603,609 | 14,025 | - | 14,040 |
| 平成25年6月末現在 | 24,938,066,331 | 13,940 | - | 13,900 |
| 平成25年7月末現在 | 38,919,763,062 | 13,928 | - | 13,950 |
| 平成25年8月末現在 | 37,979,209,925 | 13,592 | - | 13,600 |

(注) 市場価額とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値がつかない場合においては、直近日の終値を記載しています。

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金（円） | 10口当たりの分配金（円） |
|---------|--------------|---------------|
| 第3計算期間 | 114 | 1,140 |
| 第4計算期間 | 57 | 570 |
| 第5計算期間 | 78 | 780 |
| 第6計算期間 | 119 | 1,190 |
| 第7計算期間 | 162 | 1,620 |
| 第8計算期間 | 135 | 1,350 |
| 第9計算期間 | 164 | 1,640 |
| 第10計算期間 | 135 | 1,350 |
| 第11計算期間 | 138 | 1,380 |
| 第12計算期間 | 60 | 600 |

【収益率の推移】

| | 基準価額の収益率の推移 | 市場価額の収益率の推移 |
|---------|-------------|-------------|
| | 収益率（％） | 収益率（％） |
| 第3計算期間 | 17.8 | 18.5 |
| 第4計算期間 | 9.8 | 10.8 |
| 第5計算期間 | 32.4 | 31.3 |
| 第6計算期間 | 10.5 | 10.4 |
| 第7計算期間 | 22.4 | 24.0 |
| 第8計算期間 | 19.7 | 20.5 |
| 第9計算期間 | 6.9 | 9.1 |
| 第10計算期間 | 5.0 | 5.0 |
| 第11計算期間 | 2.3 | 0.4 |
| 第12計算期間 | 54.2 | 54.0 |

（注1）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額。）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）各計算期間の市場価額の収益率は、計算期間末の市場価額から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価額（以下「前期末市場価額」といいます。）を控除した額を、前期末市場価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

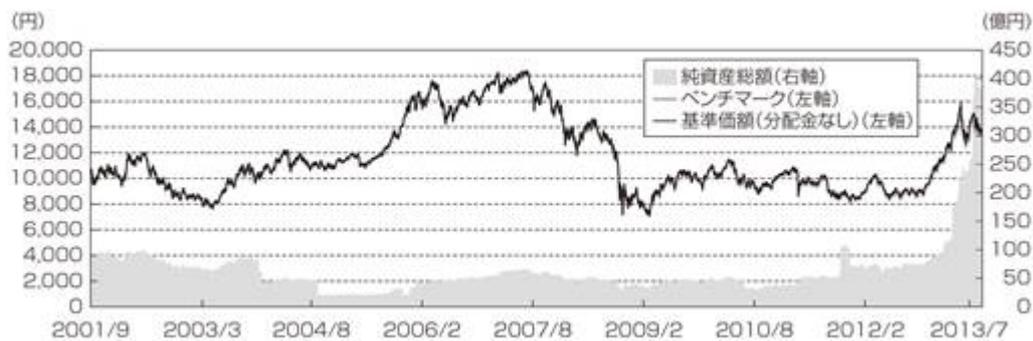
| 期 間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|------------|----------|
| 第3計算期間 | 23,992口 | 416,160口 |
| 第4計算期間 | 33口 | 231,000口 |
| 第5計算期間 | 217,938口 | 96,640口 |
| 第6計算期間 | 48,540口 | - |
| 第7計算期間 | - | - |
| 第8計算期間 | 98,240口 | - |
| 第9計算期間 | - | 121,770口 |
| 第10計算期間 | 222,780口 | 24,724口 |
| 第11計算期間 | 543,630口 | 866,180口 |
| 第12計算期間 | 1,962,320口 | 24,845口 |

(注) 上記の数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報)

運用実績(2013年8月30日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

分配の推移

| 設定来累計 | | 1,280円 |
|-------|----------|--------|
| 第8期 | 2009年 8月 | 135円 |
| 第9期 | 2010年 8月 | 164円 |
| 第10期 | 2011年 8月 | 135円 |
| 第11期 | 2012年 8月 | 138円 |
| 第12期 | 2013年 8月 | 60円 |

※分配金は税引前、1口当たり

主要な資産の状況

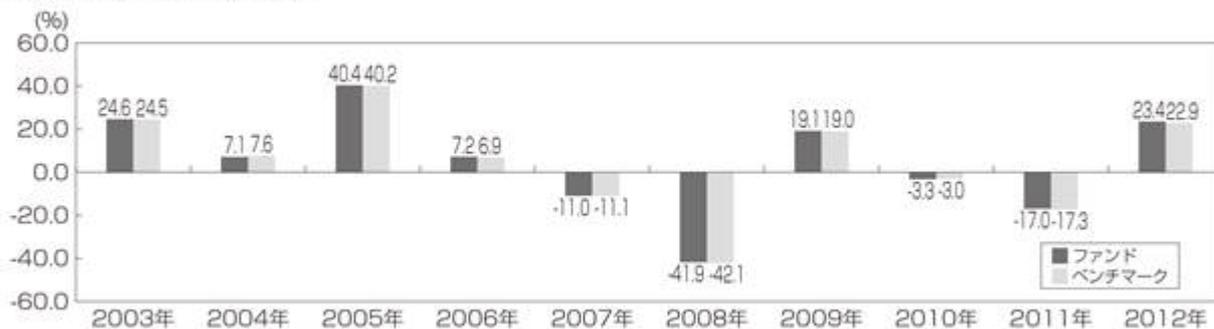
組入上位10銘柄(%)

| | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|----|-------------|--------|-----|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 9.5 |
| 2 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 5.5 |
| 3 | ファナック | 電気機器 | 4.5 |
| 4 | 京セラ | 電気機器 | 3.0 |
| 5 | KDDI | 情報・通信業 | 2.8 |
| 6 | 本田技研 | 輸送用機器 | 2.1 |
| 7 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 1.8 |
| 8 | 信越化学 | 化学 | 1.8 |
| 9 | セコム | サービス業 | 1.7 |
| 10 | アステラス製薬 | 医薬品 | 1.5 |

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金なし)をもとに算出しております。

※過去10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込みを受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）
インターネットホームページ：<http://www.blackrock.co.jp>

委託会社は、1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定するiシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭を、PCFとして、取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。

指定参加者は、受益権の取得申込みを取次ぐことができ、指定参加者が取得申込みを取次ぐ取得申込者にPCFを提示します。

委託会社は取得申込日の午後3時までに委託会社が指定するiシェアーズ 日経225 ETF構成株式および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。

受益権の申込価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者と委託会社が収受するものとします。

の規定にかかわらず、委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日
2. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認められたとき
3. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 日経225構成銘柄の変更の実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 日経225構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の日経225への採用日の翌営業日までの間
6. 日経225構成銘柄の売買停止日
7. 上記1.から6.のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認められたとき

に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭(当該株式の時価総額の0.2%の額)をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、当該各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

に該当する場合には、指定参加者は、委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

指定参加者および取得申込者は委託会社はその取得申込を受付けたとき以降はその取得申込を取り消す事ができません。

指定参加者は、取得申込日から起算して4営業日目(以下「引渡し期限」といいます。)までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。

委託会社は、受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みにかかる1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。

指定参加者は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄の一部の引渡し(以下「一部の引渡し」といいます。)を引渡し期限までに行うことができない場合には、委託会社を経由して受託会社に対し引渡しを約する書面を交付のうえ、指定参加者を「金銭の信託の委託者」、受託会社を「金銭の信託の受託者」、委託会社を「金銭の信託の受益者」とする金銭の信託を設定するものとします。

に定める金銭の信託設定以降の委託会社が定める期日までにおいても、受益権の取得申込者が一部の引渡しを行うことができない場合等、当該金銭の信託の信託約款に規定する受益権行使事由に該当することとなった場合には、委託会社は、当該金銭の信託の信託財産の範囲内で、(1)受託会社に指図を行うことにより、受託会社をして当該信託財産をもって当該一部の引渡しの対象銘柄と同種同量の株式を調達させ、または、(2)当該信託財産をもって、当該一部の引渡しの対象銘柄と同種同量の株式を調達したうえ、当該株式を受託会社に引渡すものとします。

委託会社は、受託会社が に規定する株式の引渡しを受けたこと、または に規定する金銭の信託の設定を確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて取得申込者に受益権を交付するものとします。

取得申込者が一部の引渡しを行うことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が申込みの取次を行った取得申込者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、金銭の信託を設定するための金銭、その他株式等の引渡しを行うことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。

2【換金(解約)手続等】

信託の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

受益権と信託財産に属する株式との交換

- a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う受益者(以下「交換請求者」といいます。)は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその投資信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。
- b. 委託会社は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。
- c. 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にPCFを提示します。
- d. 委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。
 1. 計算期間終了日の前営業日
 2. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
 3. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
 4. 日経225の構成銘柄の変更の実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更日の各々前営業日から翌営業日までの間
 5. 日経225構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の日経225への採用日の翌営業日までの間
 6. 日経225構成銘柄の売買停止日
 7. 1.から6.のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来す恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

- e . 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料(消費税等相当額を含む。)を徴することができるものとします。
- f . 委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求にかかる1クリエイション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエイション・ユニットを調整することとします。
- g . 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。
- h . g . の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、e . の規定に準じて計算されたものとします。
- i . 指定参加者および交換請求者は委託会社がその交換請求を受付けたとき以降はその交換請求を取り消す事ができません。
- j . 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権を、指定参加者および交換請求者に交付します。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として当該時価総額に0.2%を乗じて得た額を控除した額とします。
- k . 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。委託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付のための保管振替機関への振替の請求等を行うものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。
- l . j . に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。

m . 1 . の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

n . 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の一部につき抹消の申請が振替機関に受け付けられない場合には、委託会社を経由して受託会社に対し振替受益権の抹消を約する書面を交付のうえ、指定参加者を「金銭の信託の委託者」、受託会社を「金銭の信託の受託者」、委託会社を「金銭の信託の受益者」とする金銭の信託を設定するものとします。

o . 交換請求者が一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が交換請求の取次を行った交換請求者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、金銭の信託を設定するための金銭、その他振替受益権の抹消を行うことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。

p . n . に定める金銭の信託設定以降の委託会社が定める期日までにおいても、指定参加者または交換請求者が一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合等、当該金銭の信託の受益権行使事由に該当することとなった場合には、委託会社は、当該金銭の信託の信託財産の範囲内で、(1)受託会社に指図を行うことにより、受託会社をして当該信託財産をもって当該一部の抹消の対象となる振替受益権を調達させ、または、(2)当該信託財産をもって、一部の抹消の対象となる振替受益権を調達したうえで、当該振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。

q . 委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したと、またはn . に規定する金銭の信託の設定を確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。

r . 委託会社は交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

受益権の買取り（買取請求制）

a . 指定参加者は、次の1 . と2 . に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2 . の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 . 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 . 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき。

b . 買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額とします。

c . 指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

- d．指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- e．受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

信託終了時の交換

- a．委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。
- b．委託会社が信託の終了に関して指定する第一種金融商品取引業者は、1クリエーション・ユニット未満の振替受益権または受益証券について買取るものとします。この場合には、当該第一種金融商品取引業者が個別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を徴することができるものとします。
- c．委託会社が信託終了に関して指定する第一種金融商品取引業者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該第一種金融商品取引業者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者にお問い合わせいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：<http://www.blackrock.co.jp>

<有価証券等の評価基準>

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年8月10日から翌年8月9日までとすることを原則とします。また、最終計算期間の終了日は前記(3)信託期間に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- a. 委託会社は、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき、または、日経225が廃止されたときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、a.およびb.について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a.の信託契約の解約は行いません。
- f. 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d.からf.までの規定は、b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d .」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c . 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 a. から e. までの規定に従います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載するものとします。

関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

委託会社と指定参加者との間で締結する「指定参加者契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

b. 受益者は、原則として a. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員を経由して行うものとします。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、第一種金融商品取引業者は a. に規定する登録を受託会社に対して直接行うことができます。

- c．名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。
- d．収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後から2ヵ月以内の委託会社の指定する日から配当金領収証作成基準に基づく配当金領収証により行うこととします。但し、委託会社が定める一定口数以上の受益権を所有する受益者に対しては、登録の際に受益者が予め指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行うことができるものとします。
- e．受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- f．受託会社は、e．により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- g．受益者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権と信託財産に属する株式との交換権

受益者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。受益者が信託終了による株式の交換および金銭の返還について、信託の終了から10年間その交換の請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、指定参加者に対して、受益権の買取を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

平成25年11月9日付で、ファンドの名称を「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ変更いたします。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成24年8月10日から平成25年8月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

iシェアーズ日経225

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第11期 (平成24年8月9日現在) | 第12期 (平成25年8月9日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 199,905,871 | 325,078,545 |
| 株式 | 7,620,865,030 | 38,424,452,200 |
| 派生商品評価勘定 | 5,547,400 | 4,473,675 |
| 未収入金 | 9,556,427 | 3,910,200 |
| 未収配当金 | 7,920,500 | 23,490,000 |
| 差入委託証拠金 | 6,600,000 | 15,870,000 |
| 流動資産合計 | 7,850,395,228 | 38,797,274,620 |
| 資産合計 | 7,850,395,228 | 38,797,274,620 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 21,575 | - |
| 前受金 | 12,375,000 | 7,889,000 |
| 未払収益分配金 | 118,237,158 | 167,655,960 |
| 未払受託者報酬 | 3,639,569 | 8,931,224 |
| 未払委託者報酬 | 4,367,493 | 11,083,327 |
| その他未払費用 | 399,000 | 336,000 |
| 流動負債合計 | 139,039,795 | 195,895,511 |
| 負債合計 | 139,039,795 | 195,895,511 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,919,194,310 | 29,088,309,060 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,207,838,877 | 9,513,070,049 |
| （分配準備積立金） | 813,040 | 694,421 |
| 元本等合計 | 7,711,355,433 | 38,601,379,109 |
| 純資産合計 | 7,711,355,433 | 38,601,379,109 |
| 負債純資産合計 | 7,850,395,228 | 38,797,274,620 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第11期 (自 平成23年 8月10日 至 平成24年 8月 9日) | 第12期 (自 平成24年 8月10日 至 平成25年 8月 9日) |
|-------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 136,929,432 | 198,205,748 |
| 受取利息 | 107,677 | 111,428 |
| 有価証券売買等損益 | 188,402,388 | 2,780,740,363 |
| 派生商品取引等損益 | 3,734,800 | 83,831,600 |
| その他収益 | 77,393 | 71,197 |
| 営業収益合計 | 321,782,090 | 3,062,960,336 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 7,566,220 | 13,158,177 |
| 委託者報酬 | 9,079,480 | 16,155,673 |
| その他費用 | 1,540,821 | 1,537,182 |
| 営業費用合計 | 18,186,521 | 30,851,032 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 303,595,569 | 3,032,109,304 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 303,595,569 | 3,032,109,304 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 303,595,569 | 3,032,109,304 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 788,288,798 | 1,207,838,877 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 945,233,600 | 7,856,455,582 |
| 当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 945,233,600 | 35,040,530 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 7,821,415,052 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,550,142,090 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,550,142,090 | - |
| 分配金 | 118,237,158 | 167,655,960 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,207,838,877 | 9,513,070,049 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

３．収益及び費用の計上基準

（１）受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

（２）有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第11期 (平成24年8月9日現在) | 第12期 (平成25年8月9日現在) |
|-------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 当該計算期間の末日における 受益権総数 | 856,791口 | 2,794,266口 |
| 2 投資信託財産の計算に関する 規則第55条の6第10号に規定する 額 | 元本の欠損 1,207,838,877円 | - |
| 3 1口当たり純資産額 | 9,000円 | 13,814円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第11期 (自 平成23年8月10日 至 平成24年8月9日) | 第12期 (自 平成24年8月10日 至 平成25年8月9日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 分配金の計 算過程 | A . 当期配当等収益額 137,114,502円 | A . 当期配当等収益額 198,388,373円 |
| | B . 分配準備積立金 122,217円 | B . 分配準備積立金 813,040円 |
| | C . 配当等収益合計額(A + B) 137,236,719円 | C . 配当等収益合計額(A + B) 199,201,413円 |
| | D . 経費 18,186,521円 | D . 経費 30,851,032円 |
| | E . 収益分配可能額(C - D) 119,050,198円 | E . 収益分配可能額(C - D) 168,350,381円 |
| | F . 収益分配金 118,237,158円 | F . 収益分配金 167,655,960円 |
| | G . 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F) 813,040円 | G . 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F) 694,421円 |
| | H . 口数 856,791口 | H . 口数 2,794,266口 |
| | I . 一口当たり分配金(F / H × 計算口数) 138.00円 | I . 一口当たり分配金(F / H × 計算口数) 60円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第11期 (平成24年8月9日現在) | 第12期 (平成25年8月9日現在) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第11期 (平成24年8月9日現在) | 第12期 (平成25年8月9日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 期首元本額 | 5,561,448,810円 | 8,919,194,310円 |
| 期中追加設定元本額 | 9,016,933,800円 | 20,427,751,200円 |
| 期中一部交換元本額 | 5,659,188,300円 | 258,636,450円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第11期 (自 平成23年8月10日 至 平成24年8月9日) | 第12期 (自 平成24年8月10日 至 平成25年8月9日) |
|----|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円) | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円) |
| 株式 | 227,702,474 | 2,779,935,598 |
| 合計 | 227,702,474 | 2,779,935,598 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

| 区分 | 種類 | 第11期(平成24年8月9日現在) | | | 第12期(平成25年8月9日現在) | | | | |
|------|--------------------|-------------------|------------------|------------|-------------------|-------------|------------------|-------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | うち 1年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等(円) | うち 1年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| 市場取引 | 株価指数 先物取引 買建 | 75,190,000 | - | 80,730,000 | 5,540,000 | 145,879,000 | - | 150,370,000 | 4,491,000 |
| | 合計 | 75,190,000 | - | 80,730,000 | 5,540,000 | 145,879,000 | - | 150,370,000 | 4,491,000 |

(注) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----------------|---------|---------|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 日本水産 | 113,000 | 209 | 23,617,000 | |
| マルハニチロホールディングス | 113,000 | 203 | 22,939,000 | |
| 国際石油開発帝石 | 113 | 408,000 | 46,104,000 | |
| コムシスホールディングス | 113,000 | 1,208 | 136,504,000 | |
| 大成建設 | 113,000 | 384 | 43,392,000 | |
| 大林組 | 113,000 | 560 | 63,280,000 | |
| 清水建設 | 113,000 | 431 | 48,703,000 | |
| 鹿島建設 | 113,000 | 354 | 40,002,000 | |
| 大和ハウス | 113,000 | 1,780 | 201,140,000 | |
| 積水ハウス | 113,000 | 1,248 | 141,024,000 | |
| 日揮 | 113,000 | 3,435 | 388,155,000 | |
| 日清製粉G本社 | 113,000 | 1,144 | 129,272,000 | |
| 明治ホールディングス | 11,300 | 4,695 | 53,053,500 | |
| 日本ハム | 113,000 | 1,451 | 163,963,000 | |
| サッポロホールディングス | 113,000 | 372 | 42,036,000 | |
| アサヒグループホールディングス | 113,000 | 2,540 | 287,020,000 | |
| キリンHD | 113,000 | 1,460 | 164,980,000 | |
| 宝ホールディングス | 113,000 | 804 | 90,852,000 | |
| 双日 | 11,300 | 185 | 2,090,500 | |
| キッコーマン | 113,000 | 1,728 | 195,264,000 | |
| 味の素 | 113,000 | 1,344 | 151,872,000 | |
| ニチレイ | 113,000 | 504 | 56,952,000 | |
| 日本たばこ産業 | 113,000 | 3,365 | 380,245,000 | |
| J.フロントリテイリング | 113,000 | 745 | 84,185,000 | |
| 三越伊勢丹HD | 113,000 | 1,317 | 148,821,000 | |
| 東洋紡 | 113,000 | 162 | 18,306,000 | |
| ユニチカ | 113,000 | 54 | 6,102,000 | |
| 日清紡ホールディングス | 113,000 | 730 | 82,490,000 | |
| 日東紡績 | 113,000 | 344 | 38,872,000 | |
| セブン&アイ・HLDGS | 113,000 | 3,585 | 405,105,000 | |
| 帝人 | 113,000 | 214 | 24,182,000 | |
| 東レ | 113,000 | 622 | 70,286,000 | |
| クラレ | 113,000 | 1,252 | 141,476,000 | |
| 旭化成 | 113,000 | 712 | 80,456,000 | |
| SUMCO | 11,300 | 831 | 9,390,300 | |
| 王子ホールディングス | 113,000 | 414 | 46,782,000 | |
| 日本製紙 | 11,300 | 1,362 | 15,390,600 | |
| 三菱製紙 | 113,000 | 95 | 10,735,000 | |
| 北越紀州製紙 | 113,000 | 435 | 49,155,000 | |
| 昭和電工 | 113,000 | 128 | 14,464,000 | |
| 住友化学 | 113,000 | 333 | 37,629,000 | |
| 日産化学 | 113,000 | 1,335 | 150,855,000 | |
| 日本曹達 | 113,000 | 560 | 63,280,000 | |
| 東ソー | 113,000 | 343 | 38,759,000 | |
| トクヤマ | 113,000 | 350 | 39,550,000 | |
| 電気化学 | 113,000 | 381 | 43,053,000 | |
| 信越化学 | 113,000 | 6,230 | 703,990,000 | |
| 協和発酵キリン | 113,000 | 1,014 | 114,582,000 | |
| 三井化学 | 113,000 | 272 | 30,736,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|--------------|---------|--------|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 三菱ケミカルHLDGS | 56,500 | 471 | 26,611,500 | |
| 宇部興産 | 113,000 | 174 | 19,662,000 | |
| 日本化薬 | 113,000 | 1,261 | 142,493,000 | |
| 電通 | 113,000 | 3,335 | 376,855,000 | |
| 花王 | 113,000 | 3,145 | 355,385,000 | |
| 武田薬品 | 113,000 | 4,565 | 515,845,000 | |
| アステラス製薬 | 113,000 | 5,160 | 583,080,000 | |
| 大日本住友製薬 | 113,000 | 1,289 | 145,657,000 | |
| 塩野義製薬 | 113,000 | 2,062 | 233,006,000 | |
| 中外製薬 | 113,000 | 2,033 | 229,729,000 | |
| エーザイ | 113,000 | 4,045 | 457,085,000 | |
| テルモ | 113,000 | 4,805 | 542,965,000 | |
| 第一三共 | 113,000 | 1,641 | 185,433,000 | |
| ヤフー | 452 | 50,700 | 22,916,400 | |
| トレンドマイクロ | 113,000 | 3,305 | 373,465,000 | |
| 富士フイルムHLDGS | 113,000 | 2,172 | 245,436,000 | |
| コニカミノルタ | 113,000 | 798 | 90,174,000 | |
| 資生堂 | 113,000 | 1,564 | 176,732,000 | |
| 昭和シエル石油 | 113,000 | 953 | 107,689,000 | |
| JXホールディングス | 113,000 | 518 | 58,534,000 | |
| 横浜ゴム | 113,000 | 938 | 105,994,000 | |
| ブリヂストン | 113,000 | 3,350 | 378,550,000 | |
| 旭硝子 | 113,000 | 580 | 65,540,000 | |
| 日本板硝子 | 113,000 | 103 | 11,639,000 | |
| 日本電気硝子 | 169,500 | 494 | 83,733,000 | |
| 住友大阪セメント | 113,000 | 342 | 38,646,000 | |
| 太平洋セメント | 113,000 | 359 | 40,567,000 | |
| 東海カーボン | 113,000 | 297 | 33,561,000 | |
| TOTO | 113,000 | 1,133 | 128,029,000 | |
| 日本碍子 | 113,000 | 1,345 | 151,985,000 | |
| 新日鐵住金 | 113,000 | 295 | 33,335,000 | |
| 神戸製鋼所 | 113,000 | 158 | 17,854,000 | |
| JFEホールディングス | 11,300 | 2,281 | 25,775,300 | |
| 日新製鋼HD | 11,300 | 1,032 | 11,661,600 | |
| 大平洋金属 | 113,000 | 376 | 42,488,000 | |
| 日本製鋼所 | 113,000 | 546 | 61,698,000 | |
| 日本軽金属HD | 113,000 | 132 | 14,916,000 | |
| 三井金属 | 113,000 | 235 | 26,555,000 | |
| 東邦亜鉛 | 113,000 | 291 | 32,883,000 | |
| 三菱マテリアル | 113,000 | 378 | 42,714,000 | |
| 住友鉱山 | 113,000 | 1,336 | 150,968,000 | |
| DOWAホールディングス | 113,000 | 928 | 104,864,000 | |
| 古河機金 | 113,000 | 200 | 22,600,000 | |
| 古河電工 | 113,000 | 218 | 24,634,000 | |
| 住友電工 | 113,000 | 1,316 | 148,708,000 | |
| フジクラ | 113,000 | 346 | 39,098,000 | |
| 東洋製罐グループHD | 113,000 | 1,667 | 188,371,000 | |
| オークマ | 113,000 | 745 | 84,185,000 | |
| アマダ | 113,000 | 717 | 81,021,000 | |
| 小松製作所 | 113,000 | 2,177 | 246,001,000 | |
| 住友重機械 | 113,000 | 427 | 48,251,000 | |
| 日立建機 | 113,000 | 1,925 | 217,525,000 | |
| クボタ | 113,000 | 1,465 | 165,545,000 | |
| 荏原製作所 | 113,000 | 537 | 60,681,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------------------|---------|--------|---------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 千代田化工建 | 113,000 | 1,160 | 131,080,000 | |
| ダイキン工業 | 113,000 | 4,580 | 517,540,000 | |
| 日本精工 | 113,000 | 935 | 105,655,000 | |
| N T N | 113,000 | 350 | 39,550,000 | |
| ジェイテクト | 113,000 | 1,238 | 139,894,000 | |
| ミネベア | 113,000 | 412 | 46,556,000 | |
| 日立 | 113,000 | 631 | 71,303,000 | |
| 東芝 | 113,000 | 403 | 45,539,000 | |
| 三菱電機 | 113,000 | 983 | 111,079,000 | |
| 富士電機 | 113,000 | 356 | 40,228,000 | |
| 安川電機 | 113,000 | 1,145 | 129,385,000 | |
| 明電舎 | 113,000 | 320 | 36,160,000 | |
| ジーエス・ユアサコーポレーション | 113,000 | 440 | 49,720,000 | |
| 日本電気 | 113,000 | 219 | 24,747,000 | |
| 富士通 | 113,000 | 372 | 42,036,000 | |
| 沖電気 | 113,000 | 177 | 20,001,000 | |
| パナソニック | 113,000 | 857 | 96,841,000 | |
| シャープ | 113,000 | 401 | 45,313,000 | |
| ソニー | 113,000 | 1,943 | 219,559,000 | |
| T D K | 113,000 | 3,665 | 414,145,000 | |
| ミツミ電機 | 113,000 | 669 | 75,597,000 | |
| アルプス電気 | 113,000 | 781 | 88,253,000 | |
| パイオニア | 113,000 | 174 | 19,662,000 | |
| 横河電機 | 113,000 | 1,353 | 152,889,000 | |
| アドバンテスト | 226,000 | 1,228 | 277,528,000 | |
| デンソー | 113,000 | 4,465 | 504,545,000 | |
| カシオ | 113,000 | 875 | 98,875,000 | |
| ファナック | 113,000 | 14,990 | 1,693,870,000 | |
| 京セラ | 113,000 | 9,540 | 1,078,020,000 | |
| 太陽誘電 | 113,000 | 1,233 | 139,329,000 | |
| 三井造船 | 113,000 | 179 | 20,227,000 | |
| 日立造船 | 113,000 | 147 | 16,611,000 | |
| 三菱重工業 | 113,000 | 558 | 63,054,000 | |
| 川崎重工業 | 113,000 | 363 | 41,019,000 | |
| I H I | 113,000 | 403 | 45,539,000 | |
| 日産自動車 | 113,000 | 1,038 | 117,294,000 | |
| いすゞ自動車 | 113,000 | 678 | 76,614,000 | |
| トヨタ自動車 | 113,000 | 6,170 | 697,210,000 | |
| 日野自動車 | 113,000 | 1,447 | 163,511,000 | |
| 三菱自動車工業 | 11,300 | 1,230 | 13,899,000 | |
| マツダ | 113,000 | 412 | 46,556,000 | |
| 本田技研 | 226,000 | 3,700 | 836,200,000 | |
| スズキ | 113,000 | 2,455 | 277,415,000 | |
| 富士重工業 | 113,000 | 2,375 | 268,375,000 | |
| ニコン | 113,000 | 1,726 | 195,038,000 | |
| オリンパス | 113,000 | 2,861 | 323,293,000 | |
| 大日本スクリーン | 113,000 | 498 | 56,274,000 | |
| キヤノン | 169,500 | 3,065 | 519,517,500 | |
| リコー | 113,000 | 1,118 | 126,334,000 | |
| シチズンホールディングス | 113,000 | 549 | 62,037,000 | |
| 凸版印刷 | 113,000 | 677 | 76,501,000 | |
| 大日本印刷 | 113,000 | 920 | 103,960,000 | |
| ヤマハ | 113,000 | 1,262 | 142,606,000 | |
| 伊藤忠 | 113,000 | 1,185 | 133,905,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----------------|---------|---------|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 丸 紅 | 113,000 | 736 | 83,168,000 | |
| 豊田通商 | 113,000 | 2,461 | 278,093,000 | |
| 三井物産 | 113,000 | 1,365 | 154,245,000 | |
| 東京エレクトロン | 113,000 | 4,190 | 473,470,000 | |
| 住友商事 | 113,000 | 1,305 | 147,465,000 | |
| 三菱商事 | 113,000 | 1,885 | 213,005,000 | |
| 高 島 屋 | 113,000 | 935 | 105,655,000 | |
| 丸井グループ | 113,000 | 934 | 105,542,000 | |
| クレディセゾン | 113,000 | 2,354 | 266,002,000 | |
| イオン | 113,000 | 1,369 | 154,697,000 | |
| ユニーグループ・HD | 113,000 | 641 | 72,433,000 | |
| 新生銀行 | 113,000 | 215 | 24,295,000 | |
| あおぞら銀行 | 113,000 | 294 | 33,222,000 | |
| 三菱UFJフィナンシャルG | 113,000 | 609 | 68,817,000 | |
| りそなホールディングス | 11,300 | 511 | 5,774,300 | |
| 三井住友トラストHD | 113,000 | 453 | 51,189,000 | |
| 三井住友フィナンシャルG | 11,300 | 4,530 | 51,189,000 | |
| 千葉銀行 | 113,000 | 691 | 78,083,000 | |
| 横浜銀行 | 113,000 | 536 | 60,568,000 | |
| ふくおかフィナンシャルG | 113,000 | 457 | 51,641,000 | |
| 静岡銀行 | 113,000 | 1,096 | 123,848,000 | |
| みずほフィナンシャルG | 113,000 | 209 | 23,617,000 | |
| 大和証券G本社 | 113,000 | 823 | 92,999,000 | |
| 野村ホールディングス | 113,000 | 734 | 82,942,000 | |
| 松井証券 | 113,000 | 881 | 99,553,000 | |
| NK S Jホールディングス | 28,250 | 2,478 | 70,003,500 | |
| MS & AD | 33,900 | 2,600 | 88,140,000 | |
| SONY FH | 22,600 | 1,671 | 37,764,600 | |
| 第一生命 | 113 | 135,400 | 15,300,200 | |
| 東京海上HD | 56,500 | 3,110 | 175,715,000 | |
| T & Dホールディングス | 22,600 | 1,285 | 29,041,000 | |
| 三井不動産 | 113,000 | 3,090 | 349,170,000 | |
| 三菱地所 | 113,000 | 2,551 | 288,263,000 | |
| 平和不動産 | 22,600 | 1,617 | 36,544,200 | |
| 東京建物 | 113,000 | 819 | 92,547,000 | |
| 東急不動産 | 113,000 | 899 | 101,587,000 | |
| 住友不動産 | 113,000 | 4,290 | 484,770,000 | |
| 東武鉄道 | 113,000 | 507 | 57,291,000 | |
| 東京急行 | 113,000 | 645 | 72,885,000 | |
| 小田急電鉄 | 113,000 | 934 | 105,542,000 | |
| 京王電鉄 | 113,000 | 686 | 77,518,000 | |
| 京成電鉄 | 113,000 | 987 | 111,531,000 | |
| 東日本旅客鉄道 | 11,300 | 7,710 | 87,123,000 | |
| 西日本旅客鉄道 | 11,300 | 4,150 | 46,895,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 11,300 | 12,260 | 138,538,000 | |
| 日本通運 | 113,000 | 456 | 51,528,000 | |
| ヤマトホールディングス | 113,000 | 2,163 | 244,419,000 | |
| 日本郵船 | 113,000 | 292 | 32,996,000 | |
| 商船三井 | 113,000 | 380 | 42,940,000 | |
| 川崎汽船 | 113,000 | 206 | 23,278,000 | |
| A N Aホールディングス | 113,000 | 206 | 23,278,000 | |
| 三菱倉庫 | 113,000 | 1,376 | 155,488,000 | |
| スカパーJ S A T H D | 113 | 51,600 | 5,830,800 | |
| 日本電信電話 | 11,300 | 5,090 | 57,517,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|--------------|------------|---------|----------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| KDDI | 226,000 | 5,240 | 1,184,240,000 | |
| エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 113 | 152,900 | 17,277,700 | |
| 東京電力 | 11,300 | 627 | 7,085,100 | |
| 中部電力 | 11,300 | 1,392 | 15,729,600 | |
| 関西電力 | 11,300 | 1,264 | 14,283,200 | |
| 東京瓦斯 | 113,000 | 522 | 58,986,000 | |
| 大阪瓦斯 | 113,000 | 397 | 44,861,000 | |
| 東宝 | 11,300 | 2,046 | 23,119,800 | |
| NTTデータ | 1,130 | 339,000 | 383,070,000 | |
| 東京ドーム | 113,000 | 635 | 71,755,000 | |
| セコム | 113,000 | 5,560 | 628,280,000 | |
| コナミ | 113,000 | 2,130 | 240,690,000 | |
| ファーストリテイリング | 113,000 | 31,650 | 3,576,450,000 | |
| ソフトバンク | 339,000 | 6,240 | 2,115,360,000 | |
| 合計 | 23,150,084 | | 38,424,452,200 | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

iシェア - ズ日経225 (平成25年8月末現在)

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 38,150,868,184円 |
| 負債総額 | 171,658,259円 |
| 純資産総額(-) | 37,979,209,925円 |
| 発行済数量 | 2,794,266口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 13,592円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 信託終了時の交換

償還時に受益権と引き換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に交付します。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年8月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 種類 | | 本数 | 純資産総額 |
|--------|-----------|------|--------------|
| 公募投資信託 | 追加型株式投資信託 | 28本 | 198,680百万円 |
| | 単体型株式投資信託 | 2本 | 17,343百万円 |
| 私募投資信託 | | 76本 | 2,028,678百万円 |
| 合計 | | 106本 | 2,244,701百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | | 第25期 (平成24年3月31日現在) | 第26期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------------|---|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | 3 | 7,980 | 5,755 |
| 立替金 | | 4 | 6 |
| 前払費用 | | 113 | 113 |
| 未収入金 | 2 | 29 | 1,001 |
| 未収委託者報酬 | | 880 | 1,208 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,590 | 2,566 |
| 未収収益 | 2 | 633 | 1,329 |
| 未収還付法人税等 | | 79 | - |
| 繰延税金資産 | | 388 | 373 |
| その他流動資産 | | 4 | 4 |
| 流動資産計 | | 12,706 | 12,359 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 1,847 | 1,688 |
| 器具備品 | 1 | 605 | 479 |
| 有形固定資産計 | | 2,453 | 2,168 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 17 | 10 |
| のれん | | 2,214 | 1,582 |
| クライアント・リレーションシップ資産 | | 1,073 | 766 |
| その他の無形固定資産 | | 3 | 3 |
| 無形固定資産計 | | 3,309 | 2,363 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期差入保証金 | | 972 | 958 |
| 長期前払費用 | | 52 | 43 |
| 長期未収入金 | | - | 207 |
| 繰延税金資産 | | 774 | 387 |
| 投資その他の資産計 | | 1,799 | 1,596 |
| 固定資産計 | | 7,562 | 6,128 |
| 資産合計 | | 20,268 | 18,488 |

| | 第25期 (平成24年3月31日現在) | 第26期 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 70 | 71 |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 |
| 未払償還金 | 77 | 76 |
| 未払手数料 | 328 | 433 |
| その他未払金 | 11 | 6 |
| 未払費用 | 2 889 | 1,160 |
| 未払消費税等 | 14 | 38 |
| 未払法人税等 | - | 200 |
| 賞与引当金 | 352 | 343 |
| 役員賞与引当金 | 26 | 23 |
| 早期退職慰労引当金 | 69 | 75 |
| 流動負債計 | 1,839 | 2,432 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 5,237 | 2,737 |
| 退職給付引当金 | 44 | 12 |
| 資産除去債務 | 240 | 244 |
| 固定負債計 | 5,522 | 2,994 |
| 負債合計 | 7,362 | 5,426 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,972 | 4,128 |
| 利益剰余金合計 | 4,308 | 4,464 |
| 株主資本合計 | 12,906 | 13,062 |
| 純資産合計 | 12,906 | 13,062 |
| 負債・純資産合計 | 20,268 | 18,488 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 4,207 | 3,991 |
| 運用受託報酬 | 7,952 | 7,018 |
| その他営業収益 | 4,287 | 5,598 |
| 営業収益計 | 16,448 | 16,608 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,370 | 1,388 |
| 広告宣伝費 | 218 | 215 |
| 公告費 | 12 | 2 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 399 | 344 |
| 委託調査費 | 2,523 | 2,718 |
| 調査費計 | 2,922 | 3,062 |
| 委託計算費 | 131 | 125 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 77 | 68 |
| 印刷費 | 80 | 73 |
| 諸会費 | 24 | 24 |
| 営業雑経費計 | 183 | 165 |
| 営業費用計 | 4,839 | 4,959 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 268 | 224 |
| 給料・手当 | 3,566 | 3,304 |
| 賞与 | 1,804 | 2,007 |
| 給料計 | 5,640 | 5,536 |
| 退職給付費用 | 267 | 253 |
| 福利厚生費 | 691 | 620 |
| 事務委託費 | 1,002 | 1,015 |
| 交際費 | 31 | 45 |
| 寄付金 | 2 | 3 |
| 旅費交通費 | 168 | 184 |
| 租税公課 | 113 | 95 |
| 不動産賃借料 | 964 | 700 |
| 水道光熱費 | 99 | 99 |
| 固定資産減価償却費 | 329 | 300 |
| のれん償却費 | 736 | 632 |
| クライアント・リレーションシップ資産償却費 | 306 | 306 |
| 資産除去債務利息費用 | 3 | 3 |
| 諸経費 | 313 | 312 |
| 一般管理費計 | 10,672 | 10,110 |
| 営業利益 | 936 | 1,537 |

| | 第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | - | 25 |
| 還付加算金等 | 0 | 2 |
| 雑益 | 53 | 11 |
| 営業外収益計 | 53 | 39 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 172 | 115 |
| 為替差損 | 4 | - |
| 固定資産除却損 | 3 | 6 |
| 雑損 | - | 27 |
| 営業外費用計 | 180 | 149 |
| 経常利益 | 810 | 1,428 |
| 特別利益 | | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 159 | - |
| 特別利益計 | 159 | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 389 | 246 |
| 事務過誤取引損 | - | 445 |
| 特別損失計 | 389 | 692 |
| 税引前当期純利益 | 579 | 736 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 177 |
| 法人税等調整額 | 613 | 402 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 36 | 156 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第25期 | | 第26期 | |
|-----------------|------|-------------|------|-------------|
| | (自 | 平成23年4月1日 | (自 | 平成24年4月1日 |
| | 至 | 平成24年3月31日) | 至 | 平成25年3月31日) |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | | |
| 当期首残高 | | 2,435 | | 2,435 |
| 当期末残高 | | 2,435 | | 2,435 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 2,316 | | 2,316 |
| 当期末残高 | | 2,316 | | 2,316 |
| その他資本剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | | 3,846 | | 3,846 |
| 当期末残高 | | 3,846 | | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 6,162 | | 6,162 |
| 当期末残高 | | 6,162 | | 6,162 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 336 | | 336 |
| 当期末残高 | | 336 | | 336 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | | 4,008 | | 3,972 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 36 | | 156 |
| 当期変動額合計 | | 36 | | 156 |
| 当期末残高 | | 3,972 | | 4,128 |
| 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 4,345 | | 4,308 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 36 | | 156 |
| 当期変動額合計 | | 36 | | 156 |
| 当期末残高 | | 4,308 | | 4,464 |
| 株主資本合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 12,942 | | 12,906 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 36 | | 156 |
| 当期変動額合計 | | 36 | | 156 |
| 当期末残高 | | 12,906 | | 13,062 |
| 純資産合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 12,942 | | 12,906 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 36 | | 156 |
| 当期変動額合計 | | 36 | | 156 |
| 当期末残高 | | 12,906 | | 13,062 |

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 445 百万円 | 608 百万円 |
| 器具備品 | 550 百万円 | 661 百万円 |

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 金銭債権 | 295 百万円 | 625 百万円 |
| 金銭債務 | 106 百万円 | 204 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行（前事業年度においては、取引銀行1行）と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額 | 500 百万円 | 1,000 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 500 百万円 | 1,000 百万円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 7,980 | 7,980 | - |
| (2) 立替金 | 4 | 4 | - |
| (3) 未収入金 | 29 | 29 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 880 | 880 | - |
| (5) 未収運用受託報酬 | 2,590 | 2,590 | - |
| (6) 未収収益 | 633 | 633 | - |
| (7) 未収還付法人税等 | 79 | 79 | - |
| (8) 長期差入保証金 | 972 | 925 | 46 |
| 資産計 | 13,171 | 13,125 | 46 |
| (1) 預り金 | 70 | 70 | - |
| (2) 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| (3) 未払償還金 | 77 | 77 | - |
| (4) 未払手数料 | 328 | 328 | - |
| (5) その他未払金 | 11 | 11 | - |
| (6) 未払費用 | 889 | 889 | - |
| (7) 未払消費税等 | 14 | 14 | - |
| (9) 長期借入金 | 5,237 | 5,629 | 391 |
| 負債計 | 6,628 | 7,020 | 391 |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 5,755 | 5,755 | - |
| (2) 立替金 | 6 | 6 | - |
| (3) 未収入金 | 1,001 | 1,001 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 1,208 | 1,208 | - |
| (5) 未収運用受託報酬 | 2,566 | 2,566 | - |
| (6) 未収収益 | 1,329 | 1,329 | - |
| (8) 長期差入保証金 | 958 | 935 | 23 |
| (9) 長期未収入金 | 207 | 207 | - |
| 資産計 | 13,034 | 13,011 | 23 |
| (1) 預り金 | 71 | 71 | - |
| (2) 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| (3) 未払償還金 | 76 | 76 | - |
| (4) 未払手数料 | 433 | 433 | - |
| (5) その他未払金 | 6 | 6 | - |
| (6) 未払費用 | 1,160 | 1,160 | - |
| (7) 未払消費税等 | 38 | 38 | - |
| (8) 未払法人税等 | 200 | 200 | - |
| (9) 長期借入金 | 2,737 | 3,118 | 381 |
| 負債計 | 4,726 | 5,108 | 381 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 立替金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 未収収益及び(7) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

(9) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、期末日時点の回収見込額等により算定しております。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払収益分配金、(3) 未払償還金、(4) 未払手数料、(5) その他未払金、(6) 未払費用、(7) 未払消費税等及び(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 5,237 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 5,237 |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 2,737 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 2,737 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,618 | 1,541 |
| (2) 年金資産 | 1,592 | 1,710 |
| (3) 未積立退職給付債務 | 25 | 168 |
| (4) 未認識過去勤務債務 | 43 | 38 |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | 23 | 141 |
| (6) 退職給付引当金 | 44 | 12 |

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 勤務費用等 | 226 | 216 |
| (2) 利息費用 | 27 | 17 |
| (3) 期待運用収益 | 28 | 31 |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 4 | 4 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 10 | 1 |
| (6) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 57 | 54 |
| 退職給付費用合計 | 267 | 253 |
| (7) 特別退職金 | 389 | 246 |
| 合計 | 657 | 499 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

| 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1.1% | 1.0% |

(3) 期待運用収益率

| 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 2.1% | 2.0% |

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,085百万円 | 443百万円 |
| 未払費用 | 223 " | 197 " |
| 損金計上事務過誤取引 | - " | 168 " |
| 賞与引当金 | 133 " | 125 " |
| 資産除去債務 | 85 " | 87 " |
| 早期退職慰労引当金 | 26 " | 28 " |
| 退職給付引当金 | 17 " | 16 " |
| 有形固定資産 | 40 " | 12 " |
| 無形固定資産 | 6 " | 4 " |
| その他 | 5 " | 25 " |
| 繰延税金資産合計 | 1,625 " | 1,110 " |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 404 " | 287 " |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 56 " | 47 " |
| 退職給付引当金 | - " | 12 " |
| その他 | 1 " | 3 " |
| 繰延税金負債合計 | 462 " | 350 " |
| 繰延税金資産の純額 | 1,162 " | 760 " |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 388百万円 | 373百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 774 " | 387 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------------------|--------------|--------------|
| | (平成24年3月31日) | (平成25年3月31日) |
| 法定実効税率 | 41.0% | 38.0% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 13.1 " | 9.2 " |
| 損金不算入ののれん償却額 | 44.7 " | 32.7 " |
| 抱合せ株式消滅差益 | 11.3 " | - " |
| 住民税均等割 | 0.4 " | 0.3 " |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 17.9 " | - " |
| その他 | 0.3 " | 1.4 " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 106.2% | 78.8% |

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

(2) 主な事業内容

第一種金融商品取引業

(3) 企業結合日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

(5) 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

(6) 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 期首残高 | 237 | 240 |
| 時の経過による調整額 | 3 | 3 |
| 期末残高 | 240 | 244 |

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 4,207 | 7,952 | 4,287 | 16,448 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 12,063 | 3,092 | 1,292 | 16,448 |

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものはありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 3,991 | 7,018 | 5,598 | 16,608 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 10,991 | 4,445 | 1,171 | 16,608 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 1,865 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 9,889 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 282 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,403 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 1,047 | 未払費用 | 106 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 111 | | |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・インク | 米国 ニューヨーク州 | 2百万 米ドル | 資産運用会社等 の事業の支配・ 管理 | (被所有) 間接 100 | グローバル 契約の締結 | 保険金 の受取 | 229 | 未収入金 | 229 |
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 9,429 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 381 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,865 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 379 | 未払費用 | 204 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 125 | | |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------|---------|----------|------------|-------------------|-----------|-------|--------------------------|----|-----------|
| 子会社 | ブラックロック証券(株) | 東京都千代田区 | 1億5千5万円 | 第一種金融商品取引業 | 所有直接100 | 吸収合併消滅会社 | 吸収合併 | 承継資産合計:846 承継負債合計:387 | - | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|---------------------------|--------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 10万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 資金の返済 | 1,100 | 長期借入金 | 5,237 |
| | | | | | | | 支払利息 | 172 | 未払利息 | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------------------------|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック(シンガポール)リミテッド | シンガポール | 2百万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | 運用権限の再委託等 | 費用の立替 | 734 | 未収入金 | 734 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 83 | 未収収益 | 9 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ。 | 米国カリフォルニア州 | 150万米ドル | 投資顧問業 | なし | 運用権限の再委託等 | 運用受託報酬 | 61 | 未収収益 | 482 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 1,152 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 874 | 未払費用 | 123 |
| 事務委託費 | 48 | | | | | | | | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l. | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 2百万米ドル | 資産運用会社等の事業の支配・管理 | なし | ローン借入 | 資金の返済 | 2,500 | 長期借入金 | 2,737 |
| | | | | | | | 支払利息 | 115 | 未払利息 | - |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (7) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (8) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (9) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

（1株当たり情報）

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,270,562 円 50 銭 | 1,285,919 円 88 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（ ） | 3,570 円 78 銭 | 15,357 円 37 銭 |

（注） 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 当期純利益 又は当期純損失（ ） （百万円） | 36 | 156 |
| 普通株主に帰属しない金額 （百万円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（ ） （百万円） | 36 | 156 |
| 普通株式の期中平均株式数 （株） | 10,158 | 10,158 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成19年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成20年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 平成20年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。 |
| 平成23年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成25年3月末現在) | 事業の内容 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| <再信託受託会社の概要> 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 50,000百万円 | |
| <再信託の目的> 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。 | | |

(2) 指定参加者

| 名 称 | 資本金の額 (平成25年3月末現在) | 事業の内容 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| メリルリンチ日本証券株式会社 | 119,440百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | |
| J P モルガン証券株式会社 | 50,275百万円 ^{*1} | |
| シティグループ証券株式会社 | 192,900百万円 | |
| ドイツ証券株式会社 | 72,728百万円 | |
| クレディ・スイス証券株式会社 | 78,100百万円 | |
| モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社 | 62,149百万円 | |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 83,616百万円 | |
| U B S証券株式会社 | 74,450百万円 ^{*2} | |
| B N Pパリバ証券株式会社 | 102,025百万円 | |
| パークレイズ証券株式会社 | 32,945百万円 | |
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 | |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 3,000百万円 ^{*1} | |
| 大和証券株式会社 | 100,000百万円 | |

*1 J P モルガン証券株式会社およびエービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社の資本金の額は、平成24年9月30日現在のものです。

*2 U B S証券株式会社の資本金の額は、平成25年7月1日現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドの受託会社は信託事務の一部を当ファンドの再信託受託会社に委託しています。

(2) 指定参加者

ファンドの指定参加者として、募集の取扱いおよび販売を行い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定参加者

該当事項はありません。

第3 【その他】

- 1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。
 - (1) 委託会社等の情報
 - 委託会社名
 - 金融商品取引業者登録番号
 - 設立年月日
 - 資本金
 - 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨
 - (2) 受託会社に関する情報
 - 受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨
 - (3) 詳細情報の入手方法
 - 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨
 - (4) 交付目論見書の使用開始日
 - (5) 届出の効力に関する事項
 - 金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - (6) その他の記載事項
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。
- 3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ日経225の平成24年8月10日から平成25年8月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ日経225の平成25年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川本修司 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 若林亜希 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上